

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

当社および子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、経営の透明性を高めること、企業構造の変革を継続して効率的な経営体制を構築すること、安定した利益を創出して企業価値を高めることおよび株主をはじめとする利害関係者に貢献することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

この基本方針の下、当社各事業会社は、当社グループとしての一体性を維持しつつ明確な資産管理と損益責任のもとで機動的な経営を進め、顧客に満足される製品・サービスを提供してグループ全体の企業価値の最大化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則4-1-3】

当社は、取締役会で後継者の計画に関する監督は行っておりませんが、取締役会等で経営理念や具体的な経営戦略について建設的な議論を重ねることにより、最高経営責任者等の最適な後継者を選任する準備を進めております。

【原則4-2】

【補充原則4-2-1】

取締役に関しては、報酬の一部を役員持株会を通じて自社株買いに充当しており、中長期的な株価動向が取締役の報酬に連動する仕組みとしております。執行役員の報酬については、前年度の本人の業績に応じた年俸制となっており、また報酬の一部を従業員持株会を通じて自社株買いに充当しており、業績と連動した報酬としております。

なお、任意の報酬委員会等の設置については、独立社外取締役を更に1名選任する際に併せて検討する予定としております。

【原則4-7】

当社は、現在独立社外取締役を1名選任しておりますが、更に1名適任者を選任すべく検討を進めております。選任に際しては、本原則において期待される役割を果たすことができる人材であることに留意しつつ、当社はその有効な活用を図ってまいります。

【原則4-8】

独立社外取締役の選任については、経営者としての経験や専門家としての考え方方に加え、豊富な経験と見識をもった人物が相応しいと考えております、更に1名適任者を選任すべく検討を進めております。

【補充原則4-8-1】

独立社外者のみを構成員とする会合の開催等、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るための体制については、独立社外取締役を更に1名選任する際に併せて検討する予定としております。

【補充原則4-8-2】

筆頭独立社外取締役の決定等の経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備については、独立社外取締役を更に1名選任する際に併せて検討する予定としております。

【原則4-10】

任意の仕組みの活用については、独立社外取締役を更に1名選任する際に併せて検討する予定としております。

【補充原則4-10-1】

任意の諮問委員会の設置等による独立社外取締役の適切な関与・助言については、独立社外取締役を更に1名選任する際に併せて検討する予定としております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、全体としては会計、財務、製造、製品開発、営業等の各種の経験を持ち、業界知識が豊富で戦略的計画立案等の高い能力を持った人材をそろえるべきであると考えております。また、取締役会の規模については、現状の取締役の人数も踏まえ、独立社外取締役を更に1名選任する際に考え方を定め、開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4】

・政策保有株式に関する方針

当社グループは、事業上重要な取引先との良好な取引関係の維持・強化および安定的かつ継続的な金融取引関係の維持により、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資することを目的に政策保有株式を保有しており、毎年1回主要な政策株式に関する検証を実施いたします。

・政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社グループは、議決権の行使については、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値の向上、株主還元向上に繋がるかどうかの視点に立って判断を行い、発行会社の株主価値を毀損するような議案については、反対票を投じることを検討いたします。

【原則1-7】

当社は、当社と取締役間の利益相反取引・競業取引になり得るような取引を取締役会の決議事項・報告事項としており、取引ごとに取締役会による承認、当該取締役からの結果報告を行っております。

【原則3-1】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念および経営戦略・経営計画(2025年ビジョン)については、次のように開示しております。

経営理念 <http://www.furukawakk.co.jp/pdf/150722.pdf>

2025年ビジョン <http://www.furukawakk.co.jp/pdf/151106a.pdf>

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書1.1「基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役の報酬については、同規模の他企業と比較のうえ定めた取締役報酬基準に従い、業績等を勘案して取締役会で決定しております。なお、任意の報酬委員会等の設置については、独立社外取締役を更に1名選任する際に併せて検討する予定としております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役および監査役候補者は、各々その職務にふさわしい人格・識見を有し、その職務と責任を全うできる者としております。これに加えて社内取締役候補者は、当社の業務に関し十分な経験と知識を有し経営判断能力に優れていること、監査役候補者は、企業経営における監査の重要性を理解し高い倫理観を有していることを選任の基準としております。

取締役候補者の指名に当たっては、候補者の妥当性についての人事役員会の協議を経た後、社外役員も出席する取締役会で決定しており、監査役候補者の指名に当たっては、候補者の妥当性についての人事役員会の協議を経た後、監査役会の同意を得たうえで、社外役員も出席する取締役会で決定しております。

また、代表取締役は、社外役員も出席する取締役会において、当社の経営理念や経営戦略の実現などの観点から適任である者を選任しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、法令および定款で定められた事項を決議するほか、当社の取締役会が重要と位置付けるものについては、「取締役会規程」に定める金額・重要度の基準に基づき、決議を行うこととしております。

【法令・定款の規定以外の主要な取締役会決議事項】

・経営理念、経営方針

・重要な事業戦略・事業計画

・子会社の設立・解散、買収による子会社化等

当該基準に満たない案件については、関連社内規程および「当社グループ決裁事項一覧表」の規定に基づき、経営会議、回議書(稟議書)等による決裁を経たうえで、当社取締役および執行役員が業務を執行しております。

【原則4-9】

独立社外取締役の独立性判断基準は、本報告書2.1【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」に記載しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、当社として期待する役割・責務を果たすために必要な時間・労力を割いていただける方に、当社の取締役・監査役にご就任いただいております。なお、当社の取締役および監査役の、他の上場会社の役員との兼任状況を「定時株主総会招集ご通知」等において毎年開示しております。

定時株主総会招集ご通知 http://www.furukawakk.co.jp/ir/stock/meeting_info.html

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の実効性を分析・評価するため、取締役および監査役を対象としてアンケートを実施し、その結果を取締役会において報告し、議論を行っております。

平成27年度については、取締役会の運営全般や意思決定のプロセスについて実効性が確保されていると評価いたしましたが、一方で、中長期の事業戦略に関するより深い分析と議論の活性化については、更なる改善が必要であることを確認いたしました。中長期の事業戦略等については、適切な情報提供により策定プロセスの早い段階から取締役会で議論する機会を設け、取締役会として更なる機能向上を図ることいたしました。

【補充原則4-14-2】

当社は、初めて就任する取締役・監査役に対しては、当社の事業やガバナンスに精通するための機会を提供しております。また、当社の事業に関連性の高い法令、規制、リスク等につきまして、取締役・監査役を対象として、情報提供を実施しております。取締役・監査役に対する研修、情報提供等に要する費用については、当社が負担しております。

【原則5-1】

株主・投資家の皆様との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、次のとおりです。なお、当社ホームページでは「IRポリシー」を掲載しております。

・IR担当取締役を統括責任者とし、経営企画部広報・IR課が中心となって関係各部と連携を取りつつ、積極的にIR活動を行います。

・個別面談以外では、社長が説明を行う半期ごとの説明会のほか、スモールミーティング、工場見学会などを適宜開催いたします。これらの機会で得た意見・要望などについては、定期的に取りまとめ、経営陣や取締役会へ報告します。

・アニュアルレポート、株主向け報告書などの発行のほか、当社に対する理解促進のための動画やスペシャルサイト等のホームページの有効活用など、情報開示の充実に努めます。

・「内部情報管理およびインサイダー取引防止に関する規程」を遵守し、適切な情報管理を行います。また、決算発表前には沈黙期間を設け、投資家との対話を制限するとともに、社内の情報管理の徹底を図ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,876,000	7.88
日本マスター トラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,085,000	6.44
朝日生命保険相互会社	23,734,000	5.86
清和綜合建物株式会社	15,034,360	3.71
横浜ゴム株式会社	13,411,750	3.31
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,756,000	2.65
富士通株式会社	9,617,491	2.37
古河電気工業株式会社	8,777,279	2.17
富士電機株式会社	8,620,614	2.13
中央不動産株式会社	6,877,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

・平成27年4月21日付で公衆の縦覧に供せられている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社ならびにその共同保有者であるJPモルガン証券株式会社およびジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(J.P. Morgan Securities plc)が、平成27年4月15日現在でそれぞれ株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として平成28年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

・平成27年12月4日付で公衆の縦覧に供せられている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社ならびにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社が、平成27年11月30日現在でそれぞれ株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として平成28年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

非鉄金属

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	更新 8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新 2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新 1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
吉田政雄	他の会社の出身者					○				○	
友常信之	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田政雄		<p>吉田政雄氏は、古河電気工業株式会社の取締役会長を務めております。同社は、当社グループの主要な取引先であり、同社と当社グループとの間には、当社保有ビルの賃貸借および非鉄金属製品売買の取引関係があります。また、同社は、当社株式8,777千株(持株比率2.17%)を所有し、当社は、同社株式24,209千株(持株比率3.42%。当社が退職給付信託として信託設定した株式を含みます。)を所持しております。</p> <p>現在、同社の社外取締役には、当社代表取締役会長である相馬信義が就任しております。</p>	<p>吉田政雄氏は、経営者として長く企業経営に携わっており、人格、識見とも高く、その豊富な知識と多くの経験により、当社の経営に対して、社外の客観的視点に立った大所高所から、意見、アドバイスをいただくため、社外取締役として選任しております。</p>

友常信之氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に所属する弁護士で、豊富な経験や専門知識を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。

同事務所は、当社顧問弁護士事務所の一つですが、当社が同事務所へ支払っている定常的な顧問料、個別委任報酬は、当社、同事務所いずれから見ても軽微な水準であります。同氏は、同事務所において当社に係る業務に関与しておらず、また、同事務所において情報の管理が徹底されており、同氏が当社案件に関与することはございません。なお、同事務所の名称に同氏の姓が含まれておますが、法律事務所の名称として通例的に創業者の姓が用いられているものであり、同氏は同事務所の代表者ではありません。

以上から、同氏について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査方針の中で会計監査人と連携を密にすることとしております。期初に、会計監査人から年間監査計画の説明を受けたうえで監査役の監査計画を作成しており、また年度決算に関して会計監査人から監査結果の説明を受けるほか、随時報告を求めるとしております。

当社は、内部監査部門として監査室を置いており、監査役は、監査室から監査結果の報告を受けるなど、監査室と連携する体制としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上野徹郎	他の会社の出身者							△		○	○			
山下雅之	他の会社の出身者							○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

| 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野徹郎		<p>上野徹郎氏は、平成23年6月まで株式会社みずほ銀行に業務執行者として勤務し、その後、平成24年6月まで中央不動産株式会社に業務執行者として勤務しました。</p> <p>株式会社みずほ銀行は、当社グループの主要な取引先であり、同行と当社グループとの間には、資金の借入れの取引関係があります。また、同行は、当社株式5,928千株(持株比率1.46%)を所有しております。</p> <p>中央不動産株式会社は、当社グループの取引先であり、同社と当社グループとの間には、不動産鑑定委託の取引関係があります。また、同社は、当社株式6,877千株(持株比率1.70%)を所有し、当社は、同社の株式45千株(持株比率0.70%)を所有しております。</p> <p>現在、同氏は、清和綜合建物株式会社の代表取締役社長を務めております。同社は、当社株式15,034千株(持株比率3.72%)を所有しており、当社および当社子会社は、同社株式48千株(持株比率12.64%)を所有しております。また、同社の社外取締役には、当社代表取締役会長である相馬信義が就任しております。</p>	<p>上野徹郎氏は、長く金融機関および不動産事業会社の企業経営に携わっており、人格、識見とも高く、その豊富な知識と多くの経験により、当社の経営に対して、社外の客観的立場に立った実効的な監査をしていただきたため、社外監査役として選任しております。</p>
山下雅之		<p>山下雅之氏は、朝日生命保険相互会社の代表取締役専務執行役員を務めております。同社は、当社グループの主要な取引先であり、同社と当社グループとの間には、資金の借入れの取引関係があります。また、同社は、当社株式23,734千株(持株比率5.87%)を所有しております。</p>	<p>山下雅之氏は、金融機関での豊富な経験と他社における社外監査役としての実績を有しております、それらを当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

当社グループは、次のとおり、社外役員(社外取締役および社外監査役。候補者を含みます。)の独立性に関する基準として、以下の事項に該当しないことと定めています。

【社外役員の独立性基準】

(1)当社グループの業務執行取締役および従業員

(2)当社グループを主要な取引先とする者(当社グループに対して製品またはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)またはその業務執行者

(3)当社グループの主要な取引先(当社グループが製品またはサービスを提供している者であって、その取引額が当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)またはその業務執行者

(4)当社グループの主要な借入先(その借入額が当社グループの直近事業年度における連結総資産の2%超に相当する金額である借入先)である金融機関の業務執行者

(5)当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者

(6)当社の10%以上の議決権を保有する株主(法人の場合には、その業務執行取締役、執行役および従業員)

(7)上記(1)から(6)に過去3年以内に該当していた者

(8)上記(1)から(7)に該当する者の二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では、現在、取締役へのインセンティブ付与は実施いたしておりませんが、慎重に検討を進めてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成27年度の当社取締役10名の取締役報酬(年額)は、142百万円(うち社外取締役は1名、8百万円)です。なお、この報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

また、上記報酬には、当社の子会社4社の役員を兼務した当社取締役5名に対し、当該子会社から支払われた報酬の総額58百万円は含まれておりません。

平成27年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役は1名)です。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成27年6月26日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が3名含まれているためです。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬については、当社が定める取締役報酬基準に従い、業績等を勘案して取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会開催の前に議案の内容を説明しております。

社外監査役に対しては、監査役会において、常勤監査役が行った監査の実施状況を報告するとともに、取締役会のほか重要な会議についてもその内容を説明しております。また、監査役の監査を補助するため、監査役会事務局を置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(1)企業統治の体制の概要

当社は取締役会設置会社、監査役会設置会社制度を採用して業務執行の監督を行っております。また、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図るため執行役員制度を採用しております。

具体的な統治体制は以下のとおりです。

ア. 取締役・取締役会

取締役会は、毎月1回の定例に加え、必要に応じて臨時に開催し、監督機関として、当社グループ全体の業務執行に関し監督を行っております。当社の取締役は、平成28年6月29日現在8名であり、うち社外取締役2名となっております。なお、当社の取締役は18名以内とする旨定款で定めております。

イ. 執行役員制度

経営の監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会において決定された経営計画のもとに業務を執行し、取締役会、経営役員会において適宜執行状況を報告しております。平成28年6月29日現在の執行役員は11名(うち取締役兼任2名)です。

ウ. 経営会議・経営役員会

経営会議は、当社グループの経営の基本方針、戦略立案および重要事項についての決定を行っております。また、毎月、当社および中核事業会社の業務執行の報告とそれに対する検討、指示等を行う経営役員会を開催しております。経営会議に付された重要事項のうち、金額および内容について経営上重要な事項は、取締役会にも付議され決定しております。当社グループ各社の重要事項につきましても、各社の機関決定を経た後、当社の取締役会等に付議しております。

エ. 監査役・監査役会

監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名により構成され、適時開催しております。

オ. 内部監査、会計監査人および監査役監査の状況

当社の内部監査部門として監査室を設置し、6名の人員で当社グループの経営活動全般にわたる管理の状況および業務執行に関する監査を実施しております。

監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会、経営会議、経営役員会等の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、また事業所、子会社を調査し、取締役等の職務執行を監査しております。

当社は、会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任しております。同監査法人および当社監査に従事した同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

平成27年度に会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員業務執行社員 向川政序氏、同 小野木幹久氏、同 表晃靖氏、補助者は公認会計士7名、その他10名です。

監査役は、監査方針の中で会計監査人と連携を密にすることとしております。期初に、会計監査人から年間監査計画の説明を受けたうえで監査役の監査計画を作成しており、また年度決算に関して会計監査人から監査結果の説明を受けるほか、随時報告を求めることとしております。また、内部監査部門である監査室から内部監査結果の報告を受けるなど、監査室とも連携を密にしております。監査室と会計監査人においても随時意見、情報の交換を行うこととしております。

(2)社外取締役・社外監査役に関する事項

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。

当社は、社外取締役または社外監査役として、多様な分野における豊富な経験、専門知識および客観的な視点を有する方を選任しており、当社経営の意思決定の妥当性ならびに当社経営に対する監督および監査の有効性を確保しております。

(3)責任限定契約の内容に関する事項

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各自締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会設置会社、監査役会設置会社制度を採用して業務執行の監督を行っております。また、当社は、社外取締役の選任により、経営の客観性・透明性とともに意思決定の妥当性を確保していること、監査役が他の企業の経営者や財務会計に関する知見を有する者等により構成されており、各々の専門知識や経験等を活かして当社の経営に対して助言、チェックをいただいていることなどから、現状の体制によって経営に対する監督が有効に機能しているものと判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	早期発送を基本方針としております。平成28年6月の定時株主総会の招集通知は、開催日の22日前に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用し、議決権行使することが可能です。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(招集・議案に係る部分のみ)の英文版を、東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	招集通知を、発送日前に東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 [更新]

補足説明		代表者自身による説明の有無
<p>ディスクロージャーポリシーの作成・公表</p> <p>(1)基本方針 当社は、株主・投資家の皆様に、当社グループへの正しい理解を得ていただくため、経営方針、事業内容、事業戦略、業績・財務内容などの企業情報を公平、迅速、正確に提供し、また、対話を通じて得た当社に対する意見や要望を経営陣や取締役会に報告するなど、双方向のコミュニケーションの充実を図ることを基本姿勢とします。</p> <p>(2)体制 当社は、IR担当取締役を統括責任者とし、経営企画部広報・IR課が中心となって関係各部と連携を取りつつ、積極的にIR活動を行います。情報開示に当たっては経営企画部長が開示責任者となって開示します。</p> <p>(3)情報開示基準 当社は、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の有価証券上場規程などに従って情報を開示します。また、有価証券上場規程に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様に対する公平かつ正確な情報開示に努めます。</p> <p>(4)情報開示方法 当社が開示する情報は、東京証券取引所が提供している適時開示情報伝達システム(TDnet)およびプレスリリースなどを通じて公開し、その後迅速に当社ホームページへの掲載を行います。また、企業理解促進のための動画、印刷物、ホームページ等のツールを有効に活用し、よりわかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>情報提供資料 制度開示：決算短信、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書 自主開示：ニュースリリース、アニュアルレポート、株主向け報告書、CSR報告書、決算説明会資料、その他理解促進資料（動画、スペシャルサイト等）</p> <p>(5)コミュニケーションの充実 当社は、株主・投資家の皆様からのお問い合わせやIRミーティングを通じて直接的なコミュニケーションを図るほか、半期ごとの説明会や、スマートミーティング、工場見学会などを適宜開催します。これらの機会で得た意見・要望などについては、定期的に取りまとめ経営陣や取締役会へ報告し、企業価値向上に役立てます。</p> <p>(6)将来の見通し 当社が公表するIR関連資料には将来の見通しについて、発表した時点で入手可能なデータにより記載しておりますが、様々な外的・内的な環境変化により、これらの見通しとは異なる結果になることがあります。当社としては、将来</p>		

	<p>見通しの精度を高めるための努力をするとともに、見通しの変化が生じる場合には適宜開示します。</p> <p>(7)情報管理と沈黙期間 当社は、「内部情報管理およびインサイダー取引防止に関する規程」を遵守し、適切な情報管理を行います。また、決算発表前には沈黙期間を設け、業績に関するお問い合わせへの対応を控えます。</p>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回(5月、11月)、年度決算および第2四半期決算の決算説明会を開催し、社長から経営方針等について説明しております。また、スマートミーティングを開催するほか、アナリスト・機関投資家の取材も随時受けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アニュアルレポート(和英)、決算短信、有価証券報告書、株主向け報告書、決算説明会資料のほか、社長メッセージ、ニュースリリース、連結財務ハイライト、株式情報、株主総会情報、コーポレート・ガバナンス、定款・株式取扱規程、IRポリシー等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、経営企画部に広報・IR課を設置し、2名の担当者を置いております。	
その他	当社ホームページには個人投資家向けサイトを設け、当社を分かりやすく紹介するほか、お問い合わせ用ページを設置し、投資家等からの問い合わせに対応しています。また、最新のニュースリリース情報やIRサイトの更新情報などをお届けする、投資家向けメール配信サービスを行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	古河機械金属グループ企業行動憲章、役職員行動基準を制定し、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会等の多様なステークホルダーに貢献することを基本方針として、公正かつ透明な経営、環境と調和した事業活動に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの環境管理・保全を担当する部署として、環境保安管理部を置いています。「環境保全行動方針」のもと、主要拠点では、ISO14001の認証取得を完了しており、更に、省資源・省エネルギーの推進、二酸化炭素、廃棄物の削減、グリーン購入等、環境に配慮して行動しております。また、CSR活動にも取り組んでおり、活動の一端をCSR報告書に記載し、当社ホームページにも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の重要事項については、東京証券取引所の開示規則に従い、適時適切に開示しており、当社ホームページにも開示と合わせて掲載しています。また、当社ホームページは、内容の充実を図るとともに、最新のデータを掲載しております。
その他	会社情報の適時適切な開示のため、当社グループ会社を含めて、情報が開示担当窓口である経営企画部広報・IR課に報告される体制としており、取締役会決議等必要な社内手続きを経て適時に開示しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社および子会社(以下「当社グループ」といいます。)の内部統制システムの整備に関する基本方針を、次のとおり取締役会において決議しております。

(1)当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの役職員の行動規範、行動基準として「古河機械金属グループ企業行動憲章」および「古河機械金属グループ役職員行動基準」を定め、法令遵守にとどまらず広く企業の社会的責任を果たし、あらゆる分野で社会に貢献できる企業活動を目指しております。この取組みを推進するため、当社グループ各社にコンプライアンス責任者を置くとともにCSR推進会議を設置し、当社グループにおけるCSRの実践に努めております。
- ・当社グループの取締役および使用人の業務執行の適法性を確保するため、会社法等の法令および定款に適合した取締役会規程等の規程を当社グループ各社において制定し、適正に運用しております。
- ・コンプライアンス委員会において、当社グループの役職員が実践するためのコンプライアンスの基本方針を策定し、体制の整備等を行っております。
- ・当社グループの役職員のコンプライアンス違反に対しては、「古河機械金属グループ コンプライアンス規程」に基づいて厳正に対処し、また内部通報制度を設け、実効性のある運用に努めております。
- ・当社グループの内部監査機関として監査室を当社に設置し、当社グループの経営活動全般にわたる管理の状況および業務執行の適法性、有効性等に関する監査を行っております。
- ・金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」の適用に当たっては、財務報告の信頼性確保のため、管理運営の統括部署を当社経理部、評価担当部署を当社監査室とし、財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を進めております。
- ・反社会的勢力に対しては、「古河機械金属グループ企業行動憲章」に基づき、一切関係を持たず、不正な行為には毅然とした態度で対応することとしております。

(2)当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議等の議事録、回議書(稟議書)等の取締役の職務執行に係る情報(文書および電磁的記録)は、法令および社内規程等に基づき、保存、管理しております。

(3)当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険(以下「リスク」といいます。)の管理を当社グループの事業活動を行ううえでの重要な事項と認識し、事業活動におけるリスク状況の把握と検討を行うとともに、リスクの未然防止、発生したリスクへの対処、是正等に取り組んでおります。
- ・危機管理委員会において、当社グループの危機管理に関する基本方針の策定、体制の整備、対策等について総合的に検討し、リスク管理に努めております。
- ・当社グループのリスクの把握と管理のため、重要な事項については、当社取締役会または当社経営会議において、厳正に審議し、決定しております。
- ・当社グループの環境保全、製品安全に関しては、それぞれ環境管理委員会、製品安全委員会を設置し、専門に審議検討を行い、その対策を推進しております。
- ・事業活動上のリスク対応と管理の有効性を確保するため、当社監査室により当社グループの内部監査を実施しております。

(4)当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社において執行役員制度を採用し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図り、効率的な経営を進めております。当社グループの重要な経営事項については、当社取締役会規程、当社経営会議規程および「古河機械金属グループ事務取扱規程」に基づき、その重要性に応じて当社取締役会、当社経営会議において、審議、決議するほか、回議書等により決定しております。
- ・当社取締役会において決定された経営計画のもと、当社グループの取締役、執行役員その他使用人が、その目標達成のため業務を執行し、当社取締役会、当社経営役員会においてその執行状況を報告しております。

(5)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・子会社のうち中核事業会社については、各社の社長が毎月、当社経営役員会において、各部門の業務執行の報告を行っております。
- ・中核事業会社以外の子会社については、当該会社を所管する中核事業会社の社長または当社の所管管理部門長が毎月、当社経営役員会において、各部門の業務執行の報告を行っております。
- ・「古河機械金属グループ事務取扱規程」に基づき、子会社の社長は、特定の業務の執行および緊急の案件について、当社の所管管理部門長に報告を行っております。

(6)当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役による監査を補助するため、監査役会事務局を設置し、その事務局員の人事については、事前に監査役と協議しております。
- ・監査役会事務局員は、監査役からの直接の指揮命令に従っております。

(7)当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制

- ・当社監査役は、当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対し必要に応じて、また当社グループ各社の事業所の業務調査を実施した際に、業務執行に関する報告を求めております。
- ・当社監査役は、当社会計監査人に監査内容について隨時報告を求めるほか、当社監査室からは、当社グループ各社の監査の結果につき報告を受けるなど、当社会計監査人および当社監査室との連携を図っております。
- ・内部通報制度により通報された情報は、相談窓口担当者から当社監査役に報告されております。
- ・「古河機械金属グループ コンプライアンス規程」において、通報者は内部通報を行ったことにより解雇等不利な取扱いを受けないことを規定しております。
- ・当社グループの役職員が、当社監査役に報告を行った際に、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

(8)当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役が職務を執行するために必要な費用は、予算を計上し、監査役からの請求に基づき、当社が速やかに処理しております。

(9)その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会、経営会議、経営役員会等の重要な会議に、監査役が出席するものとし、監査役に対し、議事録や回議書等の重要な文書を回付しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序、安全に脅威を与える暴力団等の反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で行動することを基本方針としております。この方針は、「古河機械金属グループ企業行動憲章」および「古河機械金属グループ役職員行動基準」に明記し、全役職員に企業行動憲章携行ハンドブックを配布して、周知徹底を図っております。また、新入社員や新任管理職に対するコンプライアンス教育等、研修を実施しております。

反社会的勢力の対応部署は、人事総務部および法務部とし、警察、弁護士等と連携を図って対応するとともに、反社会的勢力に関する情報を収集する体制としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1)適時開示の基本方針

当社は、適時適切な会社情報の開示が健全な資本市場形成の根幹をなすものであることを十分認識し、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する情報を適時適切に開示することを基本方針としております。

(2)情報開示体制

ア. 決定事項に関する情報については、各案件に応じて社内規程に基づき、経営会議、取締役会にて決議された後、その公表は経営企画部長が開示責任者となって東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録・開示する手続きを速やかに行っており、登録後は当社ホームページにも掲載しております。

イ. 発生事実に関する情報については、遅滞なく各事業部および各事業会社を通して、案件に応じて人事総務部、経理部、財務部、環境保安管理部および法務部ならびに開示担当窓口である経営企画部宛に報告されております。

その公表は、社長および情報取扱責任者であるIR担当取締役の承認を経て、経営企画部長が開示責任者となって東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録・開示する手続きを速やかに行っており、登録後は当社ホームページにも掲載しております。

ウ. 決算等の開示情報については、担当部門である経理部が作成のうえ、経営会議、取締役会にて決議された後、その公表は経営企画部長が開示責任者となって東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録・開示する手続きを速やかに行っており、登録後は当社ホームページにも掲載しております。また、監査役および会計監査人は、決算業務が適正に遂行されていることを適宜、監査しております。

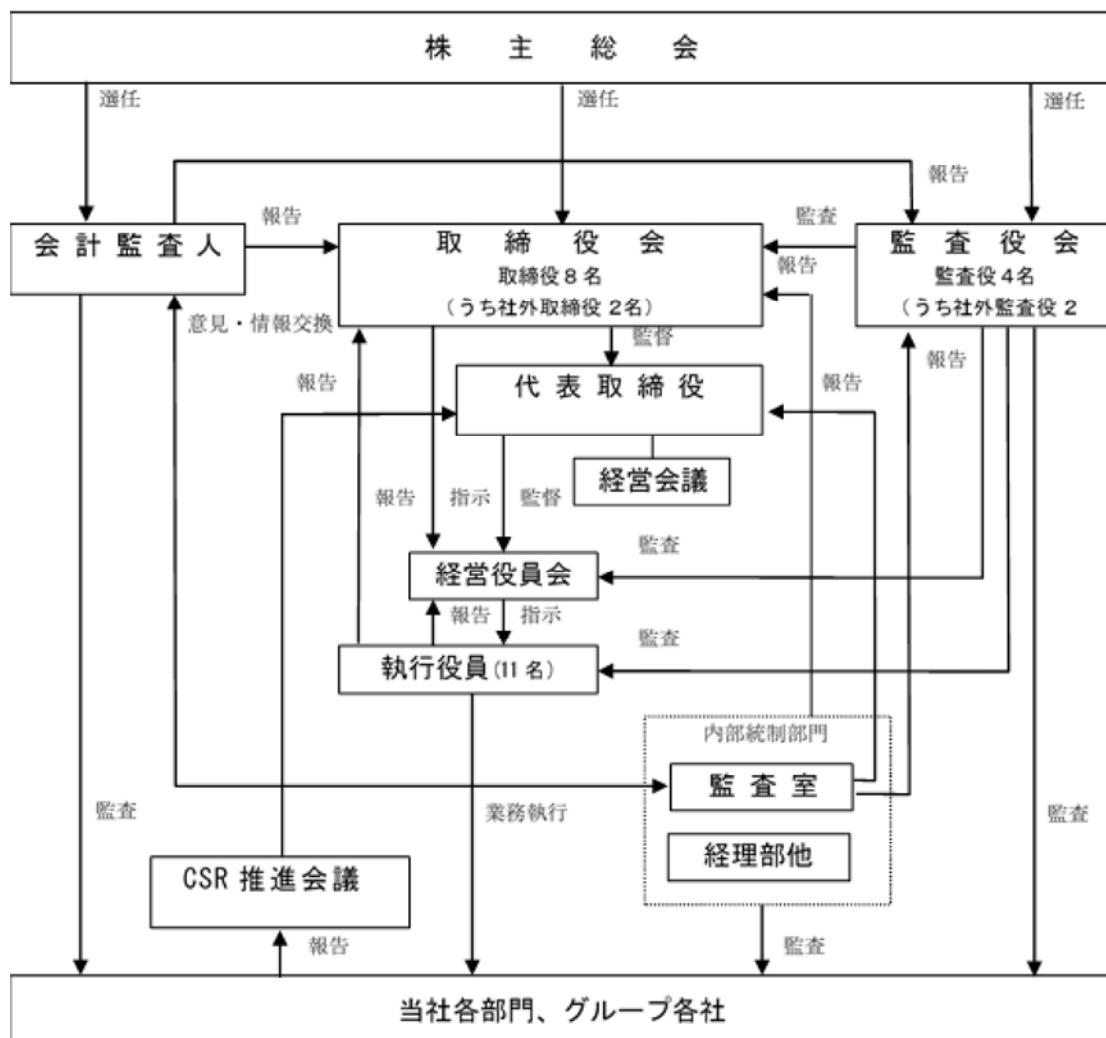
なお、原則としてすべての開示リリースは代表取締役社長が確認しております。

(3)内部監査体制

当社は、監査役制度を採用し、取締役の業務執行を監査するとともに、内部監査部門として監査室を設置し、適正な業務運営の確保、経営効率の向上、コンプライアンスなどの観点から、グループ全体の業務遂行についての監査を実施するなど、内部監査体制をより強化し、外部開示情報の適切性、適時性を担保しております。

<会社の機関および内部統制システムの概要図>

平成 28 年 6 月 29 日現在



〔情報開示の社内体制図〕

